第三条第一項第二十六号を次のように改める。

二十六　金融庁の所掌に係る施策に関し横断的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な金融庁の所掌事務の総括に関すること。

第三条第一項中第二十七号から第四十四号までを削り、第四十五号を第二十七号とし、第四十六号を第二十八号とし、同号の次に次の九号を加える。

二十九　金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

三十　金融庁の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する事務の総括に関すること。

三十一　金融庁の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

三十二　金融庁の行政に関する苦情の処理及び問合せに対する情報の提供に関すること。

三十三　金融庁の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第十一条第一項第十号において同じ。）の確保に関する事務の総括に関すること。

三十四　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向に関する調査及び分析に関する事務の総括並びにその取りまとめた調査及び分析の結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

三十五　金融システムに係るリスク及び複数の金融機関等に共通するリスクの状況及び動向を把握するための包括的又は特に専門的な調査、分析及び検査並びにその結果に基づく必要な施策の企画及び立案に関すること。

三十六　指定紛争解決機関、金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の取引に係るものに限る。）、金融商品取引所持株会社及び取引情報蓄積機関の検査に関すること（前号に掲げるものを除く。）。

三十七　沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人福祉医療機構及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の検査に関すること。

第三条第一項第四十七号及び第四十八号を削り、同項第四十九号中「法」を「金融庁設置法（以下「法」という。）」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第五十号を同項第三十九号とし、同条第二項を次のように改める。

2　前項第三十四号及び第三十五号の「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一　第五条第一項第一号イからテまでに掲げる者

二　預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、電子債権記録機関、保険契約者保護機構、損害保険料率算出団体及び投資者保護基金

三　指定紛争解決機関、金融商品債務引受業を行う者、取引所金融商品市場を開設する者、外国金融商品取引所、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所持株会社、取引情報蓄積機関及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関

第三条に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、同項第二十一号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十二号に掲げる事務については企画市場局の所掌に属するものを、同項第二十六号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第二十九号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十五号及び第三十六号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第四条を次のように改める。

（企画市場局の所掌事務）

第四条　企画市場局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。

二　法第四条第一項第三号イからアまでに掲げる者（第十五条第一項第六号及び第七号において「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。

三　指定紛争解決機関の監督に関すること。

四　日本銀行の国内金融業務の適正な運営の確保に関すること。

五　準備預金制度に関すること。

六　自動車損害賠償責任共済に関する制度の企画及び立案に関すること。

七　金融庁の所掌事務に関する統計の作成及び資料の収集に関すること。

八　金融機関の金利の調整に関すること。

九　金融商品債務引受業を行う者の監督に関すること。

十　取引所金融商品市場を開設する者の監督に関すること。

十一　外国金融商品取引所の監督に関すること。

十二　認可金融商品取引業協会の監督に関すること（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る。）。

十三　金融商品取引所持株会社の監督に関すること。

十四　取引情報蓄積機関の監督に関すること。

十五　株式、社債その他の有価証券の振替に関すること。

十六　金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判手続開始の決定に関すること。

十七　金融商品取引法第二章から第二章の六までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十八　企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。

十九　公認会計士、外国公認会計士、監査法人、外国監査法人等（公認会計士法第一条の三第七項に規定する外国監査法人等をいう。第十七条第一項第七号において同じ。）及び日本公認会計士協会に関すること。

2　前項の場合において、同項第三号及び第九号から第十四号までに掲げる事務については総合政策局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第七号に掲げる事務については他の所掌に属するものを、同項第十五号及び第十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

第五条第一項第一号ニ中「農業協同組合法」の下に「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を、「水産業協同組合法」の下に「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を加え、同号ヘ中「特定信用事業代理業及び」を「特定信用事業代理業又は」に改め、「株式会社商工組合中央金庫法」の下に「（平成十九年法律第七十四号）」を加え、「再編強化法代理業務」を「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（第十五条第一項第十三号及び第二十一条第一項第七号において「再編強化法代理業務」という。）」に改め、同号リ中「保証業務支援機関」の下に「（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）第三十七条第一項に規定する保証業務支援機関をいう。第二十一条第一項第十号において同じ。）」を加え、同号ル中「保険持株会社」の下に「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を含む。第二十二条第一項第一号ロにおいて同じ。）」を加え、同号カ及びヨを次のように改める。

カ　保険業法第百二十二条の二第二項に規定する指定法人（第二十二条第一項第一号ホにおいて「指定保険数理法人」という。）

ヨ　自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第二項に規定する指定紛争処理機関（第二十二条第一項第一号ヘにおいて「指定紛争処理機関」という。）